

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2018年11月号

## －「保険金を使って住宅の修理ができる」という勧誘に注意！－

台風や大雨などの自然災害の後、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができます」と電話や突然の訪問で修繕工事を勧めてくる業者には注意してください。

### 【相談事例】

リフォーム業者から電話で「この前の台風で家屋に被害はありませんでしたか。火災保険を使えば自己負担なく修理ができますよ。」と言われ、点検だけなら無料ということだったので業者の訪問を承諾した。後日、業者が来て調べたところ、「雨樋が壊れている。火災保険の審査は通るようになるので修理したほうがよい。」と強く勧められた。



うちに修理をまかせてもらえば、保険金がおりにように手続きしますよ。

火災保険で修理でき、自己負担もないならと、修理金額や契約内容などの説明を業者から十分に受けないまま、覚書に押印し修理を依頼した。

その後、業者から見積書が送られてきたが、雨樋の修理には金額が高く、保険も本当に適用されるのか不安である。修理は地元の信頼できる業者に頼みたいので解約したい。



見積が高いな…  
保険が使えなかったら  
どうしよう

### 【この事例の問題点】

- 必ず保険で自己負担なく修理できるかのように勧誘している。
- 業者から工事金額や契約内容などの十分な説明がない。
- 消費者の側も、見積金額や工事内容を十分に確認せずに、覚書に押印し、工事を依頼している。



## 火災保険は、申請すれば必ず支払われるとは限りません！！

火災保険は、契約内容によって保障内容が異なりますが、基本的に火災・落雷・風災・水災などの自然災害などの事故によって建物に生じた被害を対象としています。したがって、**経年劣化による住宅の損傷は、保険金支払いの対象になりません。**

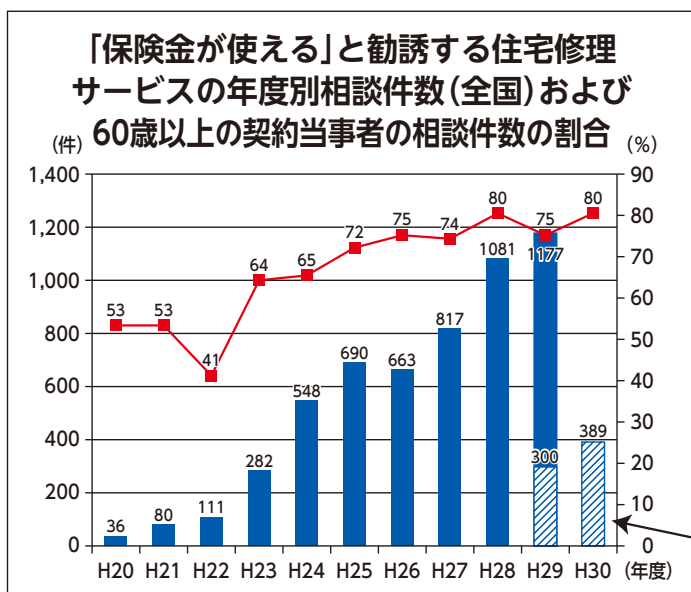
保険金請求が、うその理由によるものと判明した場合、保険金の返金を求められたり、場合によっては刑事罰に問われる可能性もあります。

### 他にもこんな事例が・・・

- 解約しようとするとう違約金を請求する。
- 見積りと違う工事をしたり、ずさんな工事をする。
- 保険会社に、うその理由で保険金請求をする（経年劣化を自然災害と偽るなど）。
- 保険金請求**手続きの手数料**を請求する。

修理工事費用とは別に、保険金請求手続きの手数料として保険金の3割から4割を業者が請求してくる事例があります。解約を申し出ても、「手数料を支払ってもらおうことになっている」と言われトラブルになったケースもあります。

## 「保険金が見える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が急増中！



「保険金が見える」と勧誘する住宅修理サービスの平成29年度の相談件数は1,177件で平成20年度の36件と比べて**30倍以上**も増加しています。

特に、60歳以上の消費者からの相談が多く占めています。

(7月末までの相談件数)

\* 青の棒グラフは、国民生活センターや消費生活センターへの相談件数

(国民生活センター平成30年9月公表資料より)

\* 赤の折れ線グラフは、このうち60歳以上が契約当事者の割合

## アドバイス

- 「保険金を使って、自己負担なく住宅の修理ができる。」と業者から勧誘を受けても、その場で契約をすることはやめましょう。
  - ・勧誘を受けた時点では、修理工事のコストが保険金額の範囲で収まるかどうか、また保険金が支払われるかどうか分かりません。
  - ・工事を依頼する前に、工事契約の内容、保険金請求手数料の有無、キャンセル時の違約金がないかなどを、業者に文面で確認しましょう。
  - ・不審だと思う場合は、その場できっぱりと断りましょう。
- 加入している保険契約や損害の内容について確認し、契約をしている保険会社や代理店に相談しましょう。
- 複数の業者から見積を取り、工事内容や金額等を比較検討しましょう。
- 契約時は必ず契約書をもらい契約内容を確認しましょう。
  - ・契約書の内容が不十分な場合があります。  
( 契約締結日、事業者の名称、代表者名、住所・連絡先、担当者名、詳細な工事内訳 )  
( と金額、支払方法、クーリング・オフに関する条項を確認しましょう。 )
- 業者からの訪問や電話による勧誘で契約をした場合、契約書を受け取った日から**8日以内**であれば、書面で**クーリング・オフ**（契約の解除）ができます。分からないことやトラブルにあった場合などは、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。



## クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、ハガキ等の書面で行います。  
ここでは、ハガキの記載例を紹介します。

|          |              |                  |                  |                  |             |                       |                                 |
|----------|--------------|------------------|------------------|------------------|-------------|-----------------------|---------------------------------|
| 平成〇年〇月〇日 | 右記の契約を解除します。 | 担<br>当<br>者<br>名 | 販<br>売<br>会<br>社 | 契<br>約<br>金<br>額 | 商<br>品<br>名 | 契<br>約<br>年<br>月<br>日 | 契<br>約<br>解<br>除<br>通<br>知<br>書 |
| 氏名 住所    |              | 〇〇〇〇氏            | 〇〇〇〇             | 〇〇〇〇円            | 〇〇〇〇        | 平成〇年〇月〇日              |                                 |
|          |              |                  | 〇〇〇〇工務店          |                  |             |                       |                                 |

契約した事業者名称 → 担当者名

工事名(雨樋修理工事など) → 商品名

### － ハガキを出す時の注意点 －

- ハガキを出す前に**両面コピー**しましょう。
- ハガキは、記録（控え）を残すため、「**特定記録**」（または**簡易書留**）で送りましょう。
- ハガキのコピーと郵送の記録（控え）は、大切に**保管**しましょう。



# 消費生活出前講座

講師を派遣します！  
ぜひご利用ください！

無料

## 派遣対象・条件

- ①町内会、老人会、高齢者サロン等、おおむね20人以上の参加が見込まれる集まり
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

## 内容

悪質商法や契約に関する事など、消費生活に関するテーマについて、寸劇やクイズ、DVDなどを使って、わかりやすく説明します。

## 申込み・問合せ

開催日の1か月前までに、下記までお電話でお問合せください。日時を決定後、講師派遣依頼書の提出をお願いします。

\* 講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。

福井県消費生活センター TEL. 0776-22-1102

福井県嶺南消費生活センター TEL. 0770-52-7830



## ●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

11・12月の開設日

開設時間14:00～16:00

| 分野         | 11月    |             | 12月    |                                |
|------------|--------|-------------|--------|--------------------------------|
| 福井弁護士会（法律） | 1日(木)  | 県嶺南消費生活センター | 3日(月)  | 敦賀市消費生活センター<br>(☎0770-22-8115) |
|            | 6日(火)  | 県消費生活センター   | 4日(火)  | 県消費生活センター                      |
|            | 21日(水) | 県消費生活センター   | 19日(水) | 県消費生活センター                      |

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。

12月3日(月)の申込受付は、開催場所の市でもできます。

また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

## 消費生活のご相談は・・・

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟 3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県

消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。

幸せ度  
いちばん  
福井県